第三者行為による傷病届等の書類作成について（後期高齢者医療）

交通事故等、他人（自分以外の人）が原因となるケガ・病気などで、後期高齢者医療制度の被保険者証を使用して治療を受けた場合は、第三者行為による傷病届等を提出していただくことになっています。

なお、後期高齢者医療の被保険者証を使わずに治療を受けた場合は届出の必要はありません。

提出していただく書類

1 第三者行為による傷病届
記入例を参考に記入してください。

2 事故発生状況報告書
図の説明は良く分かるように、できるだけ詳しく記入してください。できるかぎり被害者・相手方双方確認のうえ記入してください。

3 念書（兼同意書）
被害者（後期高齢者医療の被保険者証を使用して治療を受けた人）が作成します。
なお、被保険者が成年被後見人など法律行為を制限される場合は、法定代理人の方が署名、捺印してください。

4 交通事故証明書
原本を一通ご用意ください。

ご不明な点がありましたら、お問い合わせください。

なお、治療を完了・中止なさったとき又は示談された場合は必ずご連絡いただきますようお願いします。

【お問い合わせ先】
蒲郡市役所保険年金課 福祉医療後期高齢者担当
電話: 0533-66-1102